

海部地区水防事務組合規約

昭和 48 年 3 月 9 日
愛知県知事許可

改正 昭和 50 年 8 月 13 日規約第 1 号
昭和 51 年 1 月 30 日規約第 1 号
昭和 60 年 5 月 15 日規約第 1 号
平成 元年 8 月 23 日規約第 1 号
平成 4 年 2 月 24 日規約第 1 号
平成 17 年 3 月 25 日規約第 1 号
平成 18 年 3 月 17 日規約第 1 号
平成 19 年 3 月 26 日規約第 1 号
平成 22 年 3 月 19 日規約第 1 号
平成 23 年 3 月 31 日規約第 1 号

第 1 章 総則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、海部地区水防事務組合という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 この組合は、津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村をもって組織する。

(組合の事務)

第 3 条 この組合は、別表第 1 に定める河川及び海岸の水防に関する事務を処理する。

(事務所の位置)

第 4 条 この組合の事務所は、津島市西柳原町一丁目 14 番地に置く。

第 2 章 組合の議会の組織及び議員の選挙の方法

(議員の定数)

第 5 条 この組合の議会の議員の定数は、18 人とする。

(議員の選挙の方法)

第 6 条 この組合の議会の議員は、各市町村の議会において、その市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ熱意があると認められるもののうちから、別表第 2 中欄に掲げる数の組合の議会の議員を選挙する。ただし、別表第 2 右欄に掲げる数の組合の議会の議員は、各市町村の議会において、水防に関し学識経験があり、かつ熱意があると認められるもので関係市町村長の推薦する候補者のうちから選挙する。

(議員の任期)

第7条 この組合の議会の議員の任期は、4年とし、選挙の期日からこれを起算する。

2 議員中に欠員を生じた場合においては、補欠選挙を行わなければならない。

3 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(選挙の結果の告示等)

第8条 組合の議会の議員の選挙が終了したときは、各市町村の長は、直ちにその結果を管理者に報告しなければならない。

2 管理者は前項の報告を受けたときは、直ちに当選者に当選の旨を告知し、同時に当選者の住所及び氏名を告示しなければならない。

第3章 組合の執行機関の組織、選挙の方法及び任期

(組合の執行機関の組織及び選任の方法)

第9条 この組合に管理者、副管理者及び次の職員を置く。

会計管理者 1人

その他の職員 若干人

2 管理者は、関係市町村長の互選による。

3 副管理者は、管理者以外の関係市町村長及び管理者の属する市町村の副市町村長をもって充てる。

4 会計管理者は、管理者の属する市町村の会計管理者をもって充てる。

5 その他の職員は、管理者が任命する。

(管理者の任期)

第10条 管理者の任期は、2年とする。

2 管理者が関係市町村職を失ったときは、前項の規定にかかわらず同時にその職を失う。

(監査委員)

第11条 この組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が、組合の議会の同意を得て、組合の議会の議員及び人格が高潔で、財産管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、2年とする。

第4章 組合の経費の支弁の方法

(経費の支弁)

第12条 この組合に要する経費は、別表第3に定める割合による関係市町村の分担金、補助金その他の収入をもって支弁する。

2 前項の分担金の納期は、管理者の定めるところによる。

附 則

この規約は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和 50 年 8 月 13 日規約第 1 号）

この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和 51 年 1 月 30 日規約第 1 号）

この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 60 年 5 月 15 日規約第 1 号）

この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成元年 8 月 23 日規約第 1 号）

この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 4 年 2 月 24 日規約第 1 号）

1 この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。

2 この規約の施行の際現に在職する監査委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の海部津島水防事務組合規約第 11 条第 2 項の規定により選任された監査委員とみなす。

附 則（平成 17 年 3 月 25 日規約第 1 号）

この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 17 日規約第 1 号）

1 この規約は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規約の施行の際現に在職する議員及び監査委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の海部地区水防事務組合規約第 6 条及び第 11 条第 2 項の規定により選挙され、又は選任された議員及び監査委員とみなす。

附 則（平成 19 年 3 月 26 日規約第 1 号）

（施行期日）

1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（会計管理者に係る特例）

2 管理者の属する市町村が、地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 1 項の規定により収入役が在職する市町村である場合における改正後の海部地区水防事務組合規約第 9 条第 4 項の規定については、同項中「会計管理者をもって充てる」とあるのは、「職員のうちから管理者が任命する」とする。

附 則（平成 22 年 3 月 19 日規約第 1 号）

（施行期日）

1 この規約は、平成 22 年 3 月 22 日から施行する。

（任期の特例）

2 この規約施行の際現に在任する議員は、その任期が満了するまでの間、改正後の海部地区水防事務組合規約第 5 条及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前

の例による。

(経費の支弁の特例)

3 平成 21 年度における海部地区水防事務組合を組織する地方公共団体の経費の支弁は、改正後の海部地区水防事務組合規約第 12 条及び別表第 3 の規定にかかわらず、同年度に限り、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規約第 1 号）

この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行し、平成 22 年 11 月 19 日から適用する。

別表第1(第3条関係)

防護対象の河川及び海岸

名 称	防護すべき施設の区間
木曽川	左岸 愛西市及び弥富市の各区域内 右岸 愛西市の区域内
長良川	左岸 愛西市の区域内
庄内川	右岸 あま市及び大治町の各区域内
新川	左岸 あま市及び大治町の各区域内 右岸
五条川	右岸 あま市の区域内
筏川	左岸 飛島村大字重宝字葭野327の1番 地先鍋田大橋から下流の弥富市及び飛島村の各区域内 右岸 弥富市稻元三丁目281番
鍋田川	左岸 弥富市中山町分水木曽川分流点から下流の弥富市の区域内
日光川	左岸 津島市、愛西市、蟹江町及び飛島村の各区域内 右岸
領内川	左岸 愛西市の区域内 右岸
三宅川	左岸 愛西市の区域内 右岸
目比川	左岸 津島市、愛西市及びあま市の各区域内 右岸
蟹江川	左岸 あま市金岩枝村4番 地先から下流の津島市、あま市及び蟹江町の各区域内 右岸 あま市金岩江西上8番
福田川	左岸 あま市、大治町及び蟹江町の各区域内 右岸

善太川	左岸 津島市埋田町二丁目3番 地先から下流の津島市、愛西市、弥富市及び蟹江町の各区域内 右岸 津島市橘町三丁目28番
宝川	左岸 弥富市四郎兵衛三丁目 築留から下流の弥富市及び飛島村の各区域内 右岸 弥富市四郎兵衛四丁目
小切戸川	左岸 あま市七宝町秋竹新所69番79 地先からあま市及び蟹江町の各区域内 右岸 あま市七宝町遠島七台1140番2
西條小切戸川	左岸 大治町大字西條字苅屋橋25番1 地先から大治町の区域内 右岸 大治町大字西條字笠見立59番1
新堀川	左岸 津島市城山町一丁目1番 地先から下流の津島市及び愛西市の各区域内 右岸 津島市上之町二丁目7番
海岸堤防	弥富市及び飛島村の各区域内

別表第2(第6条関係)

市町村名	議員数(人)	市町村長が推薦する議員数(人)
津島市	3	1
愛西市	3	1
弥富市	3	1
あま市	3	1
大治町	2	1
蟹江町	2	1
飛島村	2	1
計	18	7

別表第3(第12条関係)

区分	割合(%)	備考
均等割	15	
人口割	50	
固定資産税課税標準割	35	